

判例研究・ドイツ連邦裁判所

ディストモ虐殺事件

（判決：2003 年 6 月 26 日）¹

森川 宮帆

I はじめに

強行規範 (*jus cogens*) に反する国家の行為に対しては主権免除を援用できないとする主張が近年若干の有力な国際法学者によって強く主張されるようになった。他方、ほとんどの国内・国際裁判所の判例がこれを採用していないなかで、1997 年にギリシャの一地方裁判所（リバディア裁判所）が第 2 次大戦中ギリシャのディストモ村で行われた虐殺事件においてこの理論に基づき主権免除を否定し、戦争被害者の賠償に関して個人の加害国に対する直接請求を認めた。そして、2000 年にはギリシャの最高裁がこの地裁の判決を支持した²ために、世界的に注目を集めることとなった。結局は後続の事件でギリシャ特別最高裁判所³が従来通り採られてきた主権免除原則を依然として維持するという判決を下し軌道修正を行うことで混乱の収拾は図られる形となった⁴。

本稿で扱う判決はディストモ事件の原告らがリバディア裁判所判決の執行を求めてドイツに出訴したことにはじまるドイツ連邦最高裁判所判決である。他方で、同様の請求は欧州人権裁判所においても提起されている⁵。本稿ではドイツ連邦最高裁判所判決の検討を軸にしなが、ディストモ事件に関連する一連の各裁判所判決についても適宜必要な限りで検討を加えていくこととする。

その主眼とするところは、元来国家間の法を原則として構築されてきた国際法体系において、特に第 2 次大戦以降の人権の尊重の国際的動向を受けて、今日その体系にいかなる変更が要請されるに至っているのかを明らかにすることであり、また同時に将来の国際法の発展の一つの方向性を示すことにある。

II 事実

原告らの両親はディストモ村においてドイツ帝国の SS 部隊の報復によって殺された。その行為はゲリラ攻撃に対するものとしてなされたものであったが、12 人のゲリラ捕虜の外、それに参加していなかった女性や子供を主とする 300 人以上もの人民が犠牲となり、さらに村は全て焼き払われた。原告らはドイツ連邦共和国が損害の責任を負い、原告らの承継した権利（両親の財産の破壊に対するもの）及び、原告自身の権利（健康被害や職業上の不利益に対するもの）の侵害に対して賠償を求めて出訴、1997 年 10 月 3 日ギリシャのリバディア裁判所において勝訴判決（原告勝訴、ドイツに対する賠償命令）及びそれを支持するギリシャ最高裁判所判決を得た。しかしこれに対し、ドイツは主権免除を主張してリバディア裁判所の判決の執行を拒否した。このような状況の下、ギリシャ特別最高裁判所、及び欧州人権裁判所においてディストモ事件と同様の事件についてリバディア裁判所の判断を覆す判決が下される。

他方で、ギリシャ国内においてもドイツ財産に対する行政執行の道が政治的思惑により事実上閉ざされた原告らは、ドイツの地方裁判所においても同様の事件につきリバディア裁判所判決の執行を求めて

¹ Greek Citizens v. Germany, 26 June 2003, *International Law Reports*, vol. 129, p. 556.

² Prefecture of Voiotia v. Germany, 4 May 2000, *International Law Reports*, vol. 129, p. 514.

³ Margellos v. Germany, 17 September 2002, *International Law Reports*, vol. 129, p. 525.

⁴ 山手治之ほか『判例国際法[第 2 版]』660 頁[山手]（東信堂 2008）

⁵ Kalogeropoulou v. Greece & Germany, 59021/00, Decision, 12 December 2002), p.546-547

ドイツを提訴した。第 1 審棄却判決。原告らは続いてドイツ連邦最高裁判所に控訴した。裁判所は原告の訴えを棄却した。

III 判決理由

裁判所はまず、自身が 1997 年 10 月 30 日のリバディア裁判所の判断に単純に拘束されるわけではないことを宣言する。そして、外国判決に拘束されるとすれば、ドイツの裁判所で認められる限りにおいてであるとした上で、各種条約や協定を検討しても本件ではその条件は満たされないとする。その上で、裁判所は以下のように述べる：

国際法の制限免除原則の下では、たとえ先決的手続においてであっても、主権的行為 (*acta jure imperii*) の判断に関する限り、国は外国裁判権からの免除を主張し得る。他方、非主権的行為 (職務的行為—*acta jure gestionis*) に関しては審査手続において国は外国に裁判権免除を与えねばならないという義務はない。このような法の慣習的な見方からすると、…争われている行為は第 2 次世界大戦中にギリシャの占領地で行われたドイツ軍による主権的行為である。…リバディア裁判所第 1 審は問題の戦争犯罪が主権的行為ではないと述べるがその論法は説得的ではない。

*

続いて、裁判所は国家免除原則を制限し国際法の強行規範 (*jus cogens*) 違反の場合に免除の採用を認めないようにしようとする近年の試みについて触れるが、多数意見としてはなおそのような試みは適用可能な国際法ではないとする。

*

さらに別の国家免除を制限しようとする近年の別の試みとして、1972 年 5 月 16 日の欧州国家免除条約 (バーゼル条約) が取り上げられる。なお、この条約にギリシャは未加盟である。同条約 11 条⁶によると、法廷地国で犯罪が行われた場合及びその犯罪当時犯人が領域内にいた場合において、加盟国は被害者や有形財産に対する損害について他の加盟国の裁判手続きからの免除を主張しえない。この文言によるところその行為が権力的行為であるか否かは無関係である。

しかし、裁判所はこの規則の起源が、例えば外国の外交官による公務中の交通事故等の全く異なる状況の解決を企図したものであることを指摘する。さらに、いずれにせよ同条約 31 条⁷にはこの規定が ‘他の加盟国の領域内において軍事力の行使・不行使の結果の点で、あるいはそれとの関連で加盟国の享受するいかなる免除や特権’ にも影響を及ぼさないことが明記されており、またこの種の ‘不法行為条項’ の遡及的適用については懐疑的であるとする。従って、同条約 11 条が近年の慣習国際法を反映したものであるという推定は働き難く、また 11 条は戦時の軍事的行為を射程に含むものではなく、第 2 次大戦ま

⁶ Article 11

A Contracting State cannot claim immunity from the jurisdiction of a court of another Contracting State in proceedings which relate to redress for injury to the person or damage to tangible property, if the facts which occasioned the injury or damage occurred in the territory of the State of the forum, and if the author of the injury or damage was present in that territory at the time when those facts occurred.

⁷ Article 31

Nothing in this Convention shall affect any immunities or privileges enjoyed by a Contracting State in respect of anything done or omitted to be done by, or in relation to, its armed forces when on the territory of another Contracting State.

での遡及効を持つものでもないことが結論づけられる。

*

次に、裁判所は原告の請求根拠についての地裁の検討が正しかったことを述べる。すなわち、検討の第1は「1953年9月18日の国家社会主義者虐殺の被害者の賠償のための法律」であるが、ディストモ事件の被害者はこの対象とならないことが述べられる。

検討の第2は「1953年ロンドン債務条約5条(2)⁸」である。これは、第2次大戦から生じたドイツ帝国に対する、交戦国及びドイツの占領国からの請求、及びそれらの国の個人からの請求を賠償金問題の最終的解決まで延期するものであった。しかし、この条約について1990年9月12日の「ドイツとの関係における最終的解決に関する条約(Two + Four 協定)」は、1997年10月27日になされたドイツ政府による声明—第2次大戦終結から50年を経た今、賠償問題は時代錯誤のものであるという理解の下に、この協定を締結したのだとする—により、ドイツはロンドン債務条約の効果についてこの声明に拘束されることとなった。従ってこの協定によってロンドン債務条約5条(2)の全ての個人的請求は明確に排除されると結論付けられる。

また、ドイツ帝国による被害の賠償に関する他の2つの条約も検討されるが、いずれも本件被害者を救済するものではないと結論付けられる。

*

最後に裁判所はドイツ帝国に対する損害賠償請求につき、ドイツ連邦共和国がその責任を承継するとはいえ、行為がなされた1944年当時の法的状況に従って評価せねばならないことを述べる。これはドイツ帝国が負っていた義務とドイツ連邦共和国の負う義務を区別し、前者に対する賠償の評価もそれが負う義務の限りで判断するべきとするからである。

裁判所は以下の地裁の判断を支持する；

1. 慣習国際法下で戦争犯罪とされる行為であったとしても、原則としてその賠償請求をなしうるのは被害者個人ではなく、その国籍国である。この見解は少なくとも犯行当時において妥当なものである。伝統的慣習国際法はあくまで国家間の法であり個人には間接的な保護しか与えられていない。外国による国際法違反があった場合にも個人の請求は認められず、国家のみが外交的保護という手段によって国際法遵守を求めるという自己の権利を実現することが可能である。このような原則は1943年から1945年にかけての人権侵害の場面でも採用されていた。従って、1907年10月18日の「ハーグ(陸戦の法規慣例に関する)条約」2条⁹においてはこの規定が“締約国間でのみ妥当する”ことが規程され、同3条¹⁰

⁸ Agreement on German External Debts(London, 27 February 1953)

Article 5 Claims excluded from the Agreement

(2) Consideration of claims arising out of the second World War by countries which were at war with or were occupied by Germany during that war, and by nationals of such countries, against the Reich and agencies of the Reich, including costs of German occupation, credits acquired during occupation on clearing accounts and claims against the Reichskreditkassen shall be deferred until the final settlement of the problem of reparation.

⁹ Laws and Customs of War on Land (Hague IV); October 18, 1907 The Convention

Art. 2.

The provisions contained in the Regulations referred to in Article 1, as well as in the present Convention, do not apply except between Contracting Powers, and then only if all the belligerents are parties to the Convention.

¹⁰ Art. 3.

A belligerent party which violates the provisions of the said Regulations shall, if the case demands,

では（他の交戦相手国に対する）賠償の責任を負うのが条約違反の“交戦国”であることが定められている。ディストモにおける虐殺犯罪は占領国による軍事力の行使であり、ハーグ条約の射程の範囲内である（付属文書 42、46 条及び 50 条参照¹¹）。

2. 原告はドイツ帝国に対する損害賠償請求についてもドイツ法下の公務員の義務違反に対する請求についてもその根拠を有さない。ドイツ民法 839 条¹²（ヴァイマール憲法 131 条¹³に基づく）には、損害を受けた個人との関係で公的な義務が明確に存在する場合にのみこれらの規定の下で損害を賠償する義務がある、との定めがあるが、これは平時に第三者の絶対的な権利侵害が行われた場合に一般的に妥当するものであって、原則として戦争という例外的状況における損害の場合には適用されない（その代わりとして戦時法“*jus in bello*”が妥当する）。すなわち、公的行為の責任についての国内法よりも戦争に関する国際法が優先されることとなる。但し、もしもハーグ条約上の義務違反行為が存在する場合にはこの結論も異なりうるが、結局のところハーグ条約 3 条は個人ではなく当該‘交戦国’に損害賠償請求の権利を認めたものにすぎない。

3. さらに 1944 年当時の一般的な理解として、戦争はその本質として暴力の使用が基本にあり平時の法的命令は一時的に停止されるとされた。このような“国家間の関係”における原初的に集会的な力の

be liable to pay compensation It shall be responsible for all acts committed by persons forming part of its armed forces.

¹¹ Laws and Customs of War on Land (Hague IV); October 18, 1907

Annex to the Convention

Art. 42.

Territory is considered occupied when it is actually placed under the authority of the hostile army. The occupation extends only to the territory where such authority has been established and can be exercised.

Art. 46.

Family honour and rights, the lives of persons, and private property, as well as religious convictions and practice, must be respected.

Private property cannot be confiscated.

Art. 50.

No general penalty, pecuniary or otherwise, shall be inflicted upon the population on account of the acts of individuals for which they cannot be regarded as jointly and severally responsible.

¹² German Civil Code

Section 839 Liability in case of breach of official duty

(1) If an official intentionally or negligently breaches the official duty incumbent upon him in relation to a third party, then he must compensate the third party for damage arising from this. If the official is only responsible because of negligence, then he may only be held liable if the injured person is not able to obtain compensation in another way.

(2) If an official breaches his official duties in a judgment in a legal matter, then he is only responsible for any damage arising from this if the breach of duty consists in a criminal offence. This provision is not applicable to refusal or delay that is in breach of duty in exercising a public function.

(3) Liability for damage does not arise if the injured person has intentionally or negligently failed to avert the damage by having recourse to appeal.

¹³ The Constitution of the German Federation of August 11, 1919 (The Weimar Constitution)

Article 131

If a Beamter, in exercise of public authority entrusted on him, violates his obligation of office toward a third person, responsibility falls fundamentally upon the state or the corporation in the service of which the Beamte acts. Recourse against the Beamte is reserved. The course of law may not be excluded. Further details are to be provided by competent legislation.

行使としての戦争観は、戦争行為国が外国での戦争において犯した違法な武力行使による損害賠償責任を被害者に対し直接的に負うという概念とは相いれない。また、1910 年の法で外国国民にドイツ帝国からの損害賠償請求権を認めた法律があるが、それもあくまで相互主義の保障されている限りに止まる。ドイツ連邦共和国との関係で外国国民に対する責任免除が改正され実効性をもつに至るのは 1992 年になってからのことである。以上のような 1944 年当時の一連の法状況により、第 2 次大戦中の外国における軍事行為につきドイツ帝国がそれによって損害を被った個人に対し責任を負うという結論には、何の法的根拠も与えられない。

IV 主文

(1)

外国は主権的行為（権力的行為）に関連した手続からの司法的免除を主張する権利を有する。本件手続の主たる論点たる行為は第 2 次大戦中の占領下ギリシャにおけるドイツ軍の行為に関連するものであり主権的行為であったといえる。

(2)

リバディアの裁判所における、問題の行為は戦争犯罪であり主権的行為とはみなされないという見解は説得的ではない。近年の強行規範（*jus cogens*）に反する場合の国家免除の援用を排除しようとする試みに関わらず、多数の見解としてはなおそのような動向は国際法の現状を反映したものであるとはいえない。

(3)

欧州国家免除条約 11 条は、本件のような型の戦時の軍事的行為を射程に含むものではなく、いずれにせよ第 2 次大戦までの遡及効を持つものではないから、本件につき慣習国際法の規則を構成するものであるとはいえない。さらに、31 条には本協定が軍事的権力の行使の点で国家の享有するいかなる免除にも影響を与えないことが明記されている。

(4)

国際法の現状に関するこの見解はギリシャ特別最高裁判所（2002 年 9 月 17 日）及び欧州人権裁判所（2002 年 11 月 12 日）判決においても採用されている。

(5)

第 2 次大戦より生じた連邦共和国に対する個人請求はもはや認容できない。1953 年のロンドン債務条約 5 条 (2) における請求の延期は 1990 年 9 月 12 日の「ドイツとの最終解決に関する条約」（Two+Four 協定）の発効とともに終了していた。連邦共和国をその承継国とするドイツ帝国に対する請求のいかなる判定も、1944 年犯行当時の法状態によってなされねばならない。その当時においては国家間の法としての伝統的国際法の観念が採用されていた。国際法より個人によって引き出される権利はせいぜい間接的権利であり、国籍国の外交的保護という働きかけによって執行可能であった。これは 1944 年の外国国民による人権侵害や戦争犯罪との関連においてさえ妥当していたことであった。国際法下においても国内法下においても個人は外交的保護の行使を国家に請求できる権利を有していなかった。

(6)

ヴァイマル憲法 131 条をドイツ民法 839 パラグラフと合わせて考えてみても、国内法下において 1944 年当時個人に傷害を負わせた公務員の不法行為に対するドイツ帝国の賠償義務は、たとえその行為

が国際法規則に反するものとしても、存在しなかった。1944 年以降の公務員の行為に対する国家責任についての法の発展は無関係である。

V 研究

1. 問題の所在

a. 主権免除の壁

本件判決の冒頭で、裁判所は制限免除主義の立場から本件虐殺行為が第 2 次大戦中のドイツ軍による行為であり主権的行為であるから、ドイツはギリシャの裁判権からの免除を主張し得ることを述べる。これは被告国であるドイツがギリシャ控訴審においてまさに主張していたことであった。そして、現実のギリシャ側の処理としても、上記裁判所の判決にも拘わらず、強制執行に必要な司法長官の許可が下ろされないという形で判決の執行が事実上回避された。

このような事態に鑑みても、外国国家の主権免除と個人の裁判を受ける権利とがどのような関係に立つのかという点が問題となる。欧州人権条約 6 条¹⁴が個人の公正な裁判を受ける権利を明文で規定する今日においては、この点が殊更問題となるのである。

これについては原告らが同条に基づき出訴した欧州人権裁判所判決において以下のような裁判所の見解が述べられている。すなわち、まず同条の「公正な裁判を受ける権利」の射程内に、判決の執行も含まれるのかという点については、判決の執行も「裁判」の不可欠の部分であることから含まれるという見解が明らかにされる。他方、その権利も絶対的なものではなく正当な目的追求のための制限を受け得るとされ、裁判権免除を外国に与えることは良好な国際関係の構築という正当な目的を追求するものであるから、当該免除が個人の裁判を受ける権利に過剰な制限を課すものではないことが結論づけられる。

またこれまでの国家実行を振り返ってみても、強制執行が裁判権の行使以上に外交関係等に与える影

¹⁴ The European Convention on Human Rights

ARTICLE 6

1. In the determination of his civil rights and obligations or of any criminal charge against him, everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal established by law. Judgement shall be pronounced publicly by the press and public may be excluded from all or part of the trial in the interest of morals, public order or national security in a democratic society, where the interests of juveniles or the protection of the private life of the parties so require, or the extent strictly necessary in the opinion of the court in special circumstances where publicity would prejudice the interests of justice.
2. Everyone charged with a criminal offence shall be presumed innocent until proved guilty according to law.
3. Everyone charged with a criminal offence has the following minimum rights:
 - (a) to be informed promptly, in a language which he understands and in detail, of the nature and cause of the accusation against him;
 - (b) to have adequate time and the facilities for the preparation of his defence;
 - (c) to defend himself in person or through legal assistance of his own choosing or, if he has not sufficient means to pay for legal assistance, to be given it free when the interests of justice so require;
 - (d) to examine or have examined witnesses against him and to obtain the attendance and examination of witnesses on his behalf under the same conditions as witnesses against him;
 - (e) to have the free assistance of an interpreter if he cannot understand or speak the

響が大きいだけに、むしろ執行の免除は広く認められてきたとされている¹⁵。

b.主権免除原則適用による不合理

ここで、本件の問題点をより深く理解するために欧州国家免除条約を取り上げる。同条約は制限免除主義を一般的な形で法典化した最初の条約である¹⁶とされるが、とりわけ 11 条に定める不法行為の場合における免除の否定の意味について改めて考えてみたい。主権免除原則について制限免除主義が唱えられるようになった経緯を遡ってみると、それは元来国家の介入する通商活動や雇用関係等の契約関係における国家の行為を対象としたものであった。ここには国家の行為を私人と同等視する制限免除論の素地があったといえる¹⁷。しかし、人の生命・身体あるいは財産に対する侵害行為については、それが国家の主権的行為によるものであれ非主権的行為によるものであれ、被害者にとっては両者の区分はさほど意味をなさない。むしろ、契約違反等の国家の非主権的行為による不法行為であれば免除は否定されるのに、公用車による交通事故等（主権的行為）であれば免除は適用されるとなれば、被害者にとってはむしろ両者の区別は不合理である。さらに、契約関係であれば、当事者は予め自己の危険を考慮の上で法的関係を設定しうるが、不法行為損害の場合は被害者の予測を超えて発生するので、私人の法的保護がより強く要請されることとなる。かくして以上のような考慮から、11 条に不法行為の場合の免除の否定が規定されたのである。

本判決では 31 条の規定及び本条約規定が遡及的効力を有さないことを理由として、本件ドイツ軍の不法行為に対する 11 条の適用が否定され、「ドイツ軍による行為は主権的行為であるから」という論理展開によって「ドイツは外国裁判権からの免除を主張しうる」との結論が導きだされた。しかし、ここで前記の不法行為の被害者にとっての主権的行為と非主権的行為の区別の不合理さという点を併せて考えてみると、とりわけ軍事力の行使を伴う場合において主権免除原則という原則がいかにか被害者の救済の機会を妨げてきたかが認識できるであろう。今日の *jus cogens* 違反の外国の行為に対する主権免除制限の試みは、そもそもこのような主権免除原則を採用することの制度的歪みを是正しようする試みであるともいえるであろう。

2. 個人請求の可能性とその根拠

a.平和条約による一括排除¹⁸

個人請求の可能性として、本判決ではロンドン債務条約 5 条(2)及びハーグ条約 3 条が挙げられている。まず前者については、結論として 1990 年の「ドイツとの関係における最終的解決に関する条約」によって「(同条項)の全ての個人請求は排除された」とされ、本条項に基づく個人請求の可能性を否定する。このように、平和条約において個人請求を排除ないし包含してしまうことには本件のように個人の救済可能性を制限するという欠点があるとはいえ、いくつかの利点があることも指摘されている。その第 1 が平和条約による過去の一括清算であり、第 2 が敗戦国の能力以上の過剰な賠償請求を避けるというこ

language used in court.

¹⁵ 杉原高嶺『国際法学講義』265-266 頁（有斐閣、2008）

¹⁶ 杉原・前掲注（13）257 頁

¹⁷ 同上、262-263 頁

¹⁸ Rainer Hofmann and Riemann (2004). Compensation for victims of war-Background Report: p.35-37 (U<http://www.ila-hq.org/en/committees/index.cfm/cid/1018>U)

とである。後者は第 1 次大戦後のヴェルサイユ条約による失敗を踏まえて唱えられたものである。ともに非合理的理由であるとは言えない。

しかしこのような解決形式をとることの問題は、被害者個人の救済が各国の責任に委ねられてしまう、ある意味では丸投げにされてしまう恐れがあるということである。特に 1990 年代以降、第 2 次大戦中の戦争被害者によって外国国家への賠償請求が続出している現状¹⁹に鑑みるならば、戦後の平和条約による解決が被害者個人の救済にとって不十分であったことは明らかであろう。

b. ハーグ条約 3 条の解釈

さて、続出する個人請求の法的根拠として、しばしば援用されるのが本件でも用いられた 1907 年の「ハーグ条約（陸戦の法規慣例に関する条約）3 条」である。この解釈をめぐることは、これまでもいくつかの裁判が争われてきた。争点は同条が個人の賠償請求権を認めたものであるかということであるが、今日の大勢としては否定する見解が一般的のようである²⁰。しかし、例えばオランダ元捕虜等損害賠償請求事件において指摘されているように²¹、原告と被告の双方が同条を条約法条約に従って解釈したにも関わらず、異なる結論が導き出されている。このように、現在でもなお同条の解釈は統一した見解に至っていないとはいえない。

同条がもし個人の請求権も認めたものであるとするなら、国際法には時効がないことの帰結として、現在でもなお違法性が認められる可能性があり、戦争被害者にとっては大きな救済の道となる。他方、今日の大勢に従い 3 条の解釈として個人請求の可能性を否定してしまえば、「無益」な結果となる可能性の高い個人による濫訴を防ぐことができる反面、個人救済の道を狭めてしまうことともなりかねない。このように考えると、多少の濫訴を容認しつつ同条による個人救済の可能性として道を開いたままにしておく現状の在り方も、柔軟な将来への可能性を残すものとして肯定的に捉えられよう。

3. 主権免除を乗り越える可能性—近年の動向—

本判決の後半で繰り返し述べられていることは、戦争が“国家間関係”における原初的な力の行使であるということである。しかし、そのことと戦争被害者個人の救済とは、特に人権保障という点に焦点を当てるならば、別個に解決すべき問題であるとも捉えられるのではなかろうか。すなわち、外交的交渉の結果としての平和条約締結による解決とは別に、戦争被害者個人の救済に焦点を当てた何らかの方策が今日においては模索されるべきなのではなかろうか。

これに関連して、欧州人権裁判所判決が以下のように述べている点が注目に値する；「-」（*jus cogens* に反する行為に対しても主権免除原則は妥当するという）この見解は慣習国際法の現状については真実であるが、国際法の将来の発展を排したのではない²²」。

このような世界的な動向を受けて、2003 年 5 月国際法協会によって新たに創設された「戦争被害者のための賠償」に関する委員会（“Committee on Compensation for Victims of War”）について最後に

¹⁹ Rainer Hofmann and Riemann, 前掲注(18) “Compensation for victims of war-Background Report” p.1,19-27

²⁰ ハーグ 3 条に個人の賠償請求を認める見解としてカルスホーベン教授の説が挙げられるが、山手によるとこれは全くの少数意見にすぎないという（山手・前掲注(4)644 頁参照）。

²¹ 山手・前掲注(4) 644 頁

触れておくことにしたい²²。もっぱら国家間の権利義務が問題とされてきた戦争に関する国際法の平面において、人権保障という観点から国家と個人との関係を規律する新たな国際法ルールが発展が期待されているところである。

²²Rainer Hofmann and Riemann ,前掲注(18) “Compensation for victims of war-Background Report”. p.3